

医療廃棄物をめぐる諸問題 ～当院の現状分析から～

山谷 修司、高岡 和夫、大西 勝憲、晃昇とも子
永井 宏、関谷 千尋、秦 温信、佐野 文男

札幌社会保険総合病院 安全衛生委員会

医療廃棄物は常に感染というリスクを伴うため、リスクがゼロと証明されない限り、現在の処理の見直し、より厳格な処理方法が模索されている。

平成13年4月に廃棄物処理法が改正され様々な規制が加わった。

当委員会では改正後においても、病院が適正な廃棄物排出事業者として条件を満たしているかを、いくつかの問題点を想定し確認・分析を行い、今後の改善点について検討してみた。

キーワード：医療廃棄物、分別

はじめに

当院における医療廃棄物処理の現状を分析することにより、今後の役割と課題が明確となったため報告する。

方 法

医療廃棄物の(1)分別、(2)移動、(3)保管、(4)委託業者への受け渡し、(5)中間処理業者での処理、(6)最終処分業者での処分、について個々に現状分析をした。

結 果

- (1)分別：感染性廃棄物についてはバイオハザードマーク付のプラスチック容器とダンボールに、また針刺し事故防止のために針専用ポリ容器も使用されていた。非感染性廃棄物については燃えるゴミ、ビン、カン、ペットボトル、電池、蛍光灯とそれぞれ分別されていた。しかし感染性廃棄物の廃棄容器の中に、非感染性の補液パックが混在している部署もあった。
- (2)移動：院内の各発生場所から1日3回程度定期的な回収されていた。
- (3)保管：地下の排出部に近い場所に感染性廃棄物が他の廃棄物とは区別して保管され、保管場所には関係者以外立ち入りできなくなっており施錠がされていた。
- (4)委託業者への受け渡し：当院担当者の立会いのもの

と、適正にマニフェスト（産業廃棄物管理票）が交付されていた。

(5)中間処理業者での処理：(6)最終処分業者での処分：マニフェスト交付後30日以内に到着確認がなされていた。

	排出事業者(病院)	運搬業者	処分業者
A 票	控 え		
B 1 票		控 え	
B 2 票	運搬終了		
C 1 票			控 え
C 2 票		処分終了	
D 票	処分終了		
E 票	処分終了		5年間保存

マニフェストの運用

結 論

今回施行した一連の確認・分析作業の範囲内では、罰則にあたるような事例は見あたらなかった。

しかし、当院の廃棄の現状については感染性廃棄物と非感染性廃棄物の見分け分別が必ずしも十分でないと考えられた。感染性廃棄物の委託手数料は非感染性のそれより高額なため、確実に分別廃棄することで委託コスト削減につながる。

今後は産業廃棄物の処理計画を策定する際には、

分別作業を確実に実行しコスト削減につなげること。

医療材料再利用の可能性模索など、製品の一つ一つを詳しく分析して、安全で衛生的な医療サービスを提供しながら、産業廃棄物発生量減少のために努

力すること。

常にマニフェスト送付確認をすることで委託した廃棄物の処理状況を把握すること。
など以上の3点が重要と考えている。

Various problems over the medical waste ~An analysis is finished the present condition of our hospital~

Syuji Yamatani, Kazuo Takaoka, Katunori Ohnisi, Tomoko Kohsyo
Hirosi Nagai, Chihiro Sekiya, Yoshinobu Hata, Fumio Sano
Safety sanitation Committee, Sapporo Social Insurance General Hospital.

The risk of the infection always exists in medical waste. We never thank that risk became a zero, until the method of the checking of the present management and the stern management became known to us in.

April, the 13th year of Heisei. How to dispose of waste. It was confirmed in our committee and analyzed, Is it the proper method of our hospital? Our committee examined it in regard to future in proven strategies.